

16ミリ映画フィルム・DVD・映写機材 利用案内

新宿区立中央図書館では区内の登録団体へ、団体貸出専用の視聴覚資料(16ミリ映画フィルム、DVD)と機材をお貸出しします。

なお、16ミリ映画フィルムと16ミリ映写機を借りるためには、団体の中に16ミリ映写機操作講習会修了証をお持ちの方がいることが必要です。

1. お借りいただけるもの

16ミリ映画フィルム・・・必要数(1回の上映会で上映できる本数内)

DVD・・・5点まで

16ミリ発声映写機・・・1台

DVDプレーヤー・・・1台 プロジェクター・・・1台

その他の機材・・・スクリーン・暗幕・スピーカー(DVD上映用)等(上映に必要な範囲内)

※団体が所有又は独自に借用する映写機でフィルムを上映する場合は、その映写機が検定に合格していることが条件になります。

2. ご利用いただける団体以下のすべての要件を満たす団体です。

① 新宿区立図書館の登録団体であること。

(新宿区内に事務所又は事業所を有する法人・その他の団体(家族だけを構成員とする団体を除く)で構成員10名以上の官公署・学校・法人・その他の団体は、登録可能です。

② 16ミリ映画フィルム、16ミリ映写機を利用する団体は、16ミリ映写機操作講習会の修了証の所持者の登録等を行っていること。

3. 利用の条件

非営利・無料の上映に限ってご利用いただけます。新宿区外での上映はご遠慮ください。

4. 取扱場所

新宿区立中央図書館

新宿区大久保三丁目1番1号 電話 3364-1421

5. 登録について 貸出には、団体登録が必要です。

- ① DVD のみの利用を御希望の団体は、新宿区立のいずれかの図書館で団体登録を行い(団体登録申込書(第7号様式)による)、貸出時には団体貸出カードをご持参ください。
- ② 16 ミリ映画フィルムの利用も御希望の団体は、「映写機材・16 ミリフィルム 操作者登録申込書(第8号様式)」と提示書類(構成員の16 ミリ映写機操作講習修了証と16 ミリ発声映写機検定証明書。検定については、下記を参照)をご持参のうえ、登録してください。登録された団体には「映写機材・フィルム操作者登録証」を発行します。この登録証は16 ミリ映画フィルム・16 ミリ映写機の貸出しの際は必ず提示してください(有効期限は、発行日より1年間です)。

また、映写機に対しては、新宿区立中央図書館では年1回「16 ミリ発声映写機検定」を行い、合格した映写機に「16 ミリ発声映写機検定証明書」を発行しています。

●団体が所有又は独自に借用する映写機を使用する場合は、新宿区又は各自治体の発行した「16 ミリ発声映写機検定証明書」の提示が必要です。

6. 貸出しを受けるには

貸出しには、事前に利用申込してください。

- ・貸出期間 3日間(貸出・返却の日を含む)
- ・貸出数量 16 ミリ映画フィルム…必要数(1回の上映会で上映できる本数以内)
DVD…5点まで
- ・利用申込み 上映の予定が決まったらお早めに利用申込みください。貸出日の3か月前から、申込み可能です。
貸出機材等の準備上、利用当日の申出はご遠慮下さい。
- ・利用申込は、登録時にお渡しする「映写機材・16 ミリフィルム・DVD 利用申込書」により、ファックスで受付けます(その際、ファックスを送った旨を電話でご連絡ください)。中央図書館への申込書持参でも受付けます。郵送はご遠慮下さい。
- ・利用申込のあった資料の貸出が可能かどうかを、利用申込書記載の電話あて、図書館担当より電話いたします。

【参考 利用申込書の主な項目】

- ① 団体名・団体登録番号
 - ② 利用期間
 - ③ 借りたいフィルム・DVD の請求記号（登録時交付した「団体貸出用 16 ミリ映画フィルム・DVD 目録」記載のアルファベットと数字）及び題名
 - ④ 映写機材の利用希望の有無
 - ※取消・変更等は速やかにご連絡ください。
 - ・受取 貸出日当日、開館時間内に、中央図書館カウンターまで、DVD・機材の場合は団体貸出カードを持参し（16 ミリフィルム・機材の場合はさらに操作者登録証も提示）、資料をお受取りください。
 - ・返却 受取と同様、貸出期間内に中央図書館カウンターまでご返却ください。
7. 利用にあたっての注意貸出した映画フィルム・DVD・映写機材の利用においては非営利とし、いかなる理由でも料金を徴収しないでください。
- 貸出しする映画フィルム・DVD・映写機材は新宿区内で使用してください。
- 上記の注意事項及び禁止事項に反する行為があった場合、以降のご利用をお断りすることがあります。